

第4 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働く 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

【主要事項】

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実	7, 036億円
2 仕事と家庭の両立支援対策の推進	104億円
3 児童虐待防止対策の充実	32億円
4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応の充実	12億円
5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	17億円
6 総合的な母子家庭等対策の推進	2, 692億円

	13年度予算額	14年度予算（案）
局合計	10, 096億円	10, 321億円
児童福祉関係 (内 特別会計)	9, 946億円	10, 185億円
労働関係 (内 特別会計)	315億円	343億円
一般会計	150億円	136億円
特別会計	130億円	117億円
	9, 651億円	9, 861億円
	445億円	460億円

平成14年度 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

主要事項

	頁
1. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	1
2. 仕事と家庭との両立支援対策の推進	2
3. パートタイム労働対策及び在宅就業対策の推進	3
4. 新エンゼルプランの着実な推進	4
5. 保育サービスの充実	5
6. 児童虐待防止対策の充実	7
7. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実	9
8. 子育て家庭への支援等	10
9. 総合的な母子家庭等支援対策と児童扶養手当制度の見直し	12
10. 施設の整備・運営の充実	14

（参考資料）

児童扶養手当制度の見直し（平成14年8月実施）	-----	15
平成13年度 第2次補正予算（案）の概要	-----	16

平成14年度 予算（案）

10,321億円

一般会計 9,861億円

特別会計 460億円

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《1,831百万円 → 1,750百万円》

1 実質的な均等取扱いを確保するための行政指導の徹底 158百万円

男女雇用機会均等法に基づく雇用管理が実現されるよう法令の周知徹底を図り、採用・配置・昇進を中心とした実質的な均等取扱いを確保するための行政指導を展開する。

2 間接差別に関する検討 5百万円

実質的な男女の均等確保のため、いわゆる「間接差別」についての検討の場を設ける。

3 経営者団体と連携したポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 17百万円

経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベルの地方推進協議会を設置する。

(新)4 企業におけるセクシュアルハラスメント相談担当者のためのテキスト等の開発・普及 10百万円

企業におけるセクシュアルハラスメントの相談担当者が相談に適切に対応できるようにするため事実確認の方法やカウンセリング手法等を盛り込んだテキスト、ビデオの開発・普及を行う。

5 ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の推進 25百万円

再就職希望女性が能力発揮を望み、企業や社会のニーズも高い職業分野におけるカウンセリング技法及び能力開発プログラムを開発するとともに、これらを用いて高い職業能力を修得した女性の雇用を促進していく事業をモデル的に実施する。

仕事と家庭の両立支援対策の推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《10,426百万円 → 9,346百万円》

1 ファミリー・サポート・センター事業の拡大 3,494百万円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

182カ所 → 286カ所(本部)

2 家庭にやさしい企業(ファミリー・フレンドリー企業)の一層の普及促進 2,628百万円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金(仮称)及び看護休暇制度導入奨励金(仮称)の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

パートタイム労働対策及び在宅就業対策の推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《2,679百万円 → 2,389百万円》

1 短時間労働者雇用管理改善等援助事業の推進 2,205百万円

短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するため、短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給(92団体、208事業所)、通常の労働者との均衡を考慮した雇用管理のための情報提供等、総合的な支援事業を実施する。

2 短時間労働者対策基本方針の改定などパートタイム労働対策の見直し 11百万円

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する今後の施策の基本となるべき方針の改定を行うこととし、これに向けての検討を行う。

3 在宅就業対策の推進 57百万円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

4 家内労働対策の推進 78百万円

家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働法の周知徹底を図るとともに、最低工賃の決定及びその周知等、家内労働の実態に即した各種施策を推進する。また、いわゆる「インチキ内職」の被害防止のための啓発活動を行う。

新エンゼルプランの着実な推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《3,153億円 → 3,304億円》

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ~16年度まで

	12年度	13年度	14年度予算(案)	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	59.8万人	61.8万人	64.4万人	68万人
○延長保育の推進	8,000か所	9,000か所	10,000か所	10,000か所
○休日保育の推進	100か所	200か所	450か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	200市町村	275市町村	350市町村	500市町村
○多機能保育所等の整備	305か所 (11'補正 88か所) 計 393か所	298か所 (12'補正 88か所) 累計 779か所	268か所 (13'1次補正 83か所 13'2次補正案 76か所) 累計 1,206か所	累計 2,000か所
○地域子育て支援センターの整備	1,800か所	2,100か所	2,400か所	3,000か所
○一時保育の推進	1,800か所	2,500か所	3,500か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	82か所	182か所	286か所	180か所
○放課後児童クラブの推進	9,500か所	10,000か所	10,800か所	11,500か所
○フレーフレー・テレフォン事業の整備	39都道府県	43都道府県	47都道府県	47都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	24都道府県	33都道府県	47都道府県	47都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	13都道府県	20都道府県	28都道府県	47都道府県
○小児救急医療支援の推進	240地区	240地区	300地区	(13年度) 360地区 (2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	24か所	30か所	36か所	47か所

(注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、14年度においては、保育所の受入れ児童数を4.8万人増加させることとしている。

2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。

保育サービスの充実

平成13年度予算

平成14年度予算(案)

《449, 438百万円 → 478, 027百万円》

(1) 保育所待機児童ゼロ作戦の推進

- 保育所の受入れ児童数の増大 29, 806 百万円
 - ・ 保育所運営費 (14,225百万円)
190. 7万人 → 195. 5万人(+4. 8万人)
 - ・ 保育所緊急整備 (15,581百万円)
- (新)○ 送迎保育ステーション試行事業の創設 250 百万円
駅前等の利便性の高い場所において、保育所への送迎サービスや送迎先の保育所閉所後の集合型延長保育を実施。
- (新)○ 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業の創設 60 百万円
駅前等の利便性の高い場所に保育サービス提供施設を設置する場合の準備経費を助成。
- (新)○ 認可化移行促進事業の創設 128 百万円
認可外保育施設の認可保育所への移行準備を支援。
- (新)○ 待機児童解消のための保育施策の推進等【構造改革特別要求】 134 百万円
 - ・ 待機児童解消のための先進的な保育施策の資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による協議会の開催、児童福祉法の改正を踏まえた認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。
 - ・ 主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。
 - ・ 保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るために、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

- 家庭的保育事業の促進 1,271 百万円
 - ・ 夜間型家庭的保育の創設
 - ・ 受入れ児童数の増(3人→補助者を配置する場合には5人)

(2)多様な保育サービスの整備

- 延長保育の推進 27,160 百万円
 - 9,000か所 → 10,000か所
 - ・ 7時間延長の創設
 - ・ 3~5人区分の創設(2時間延長以上)
- 休日保育の推進 225 百万円
 - 200か所 → 450か所
- 乳児保育促進等事業の推進 5,126 百万円
 - 乳児保育促進事業
 - 3,500か所 → 4,500か所

(3)在宅の乳幼児を含めた子育て支援の推進

- 地域子育て支援センターの整備の推進 3,988 百万円
 - 2,100か所 → 2,400か所
- 一時保育の推進 2,268 百万円
 - 2,500か所 → 3,500か所
 - 件数払い方式へ移行

(4)認可外保育施設への対応

- ・ 認可化移行促進事業の創設(再掲)
- ・ 保育所体験特別事業の推進
- ・ 保育従事者研修事業の推進
- (新)・ 認可外保育施設等の職員の健康診断の実施(再掲)

児童虐待防止対策の充実

平成13年度予算

平成14年度予算(案)

《2,960百万円 → 3,204百万円》

(1)発生予防

(新)○ つどいの広場事業の創設(65か所) 139 百万円
子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供。

(2)虐待の早期発見、早期対応に向けた体制の充実

(新)○ 一時保護所(児童相談所)に主任児童指導員を配置 32 百万円
一定規模以上の一時保護所に主任児童指導員を配置。

(新)○ 児童虐待対応機関の連携強化(20か所) 24 百万円
各地域において児童相談所や保健所等児童虐待に関する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成。

○ 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施 246 百万円

(新)・家庭訪問支援事業の創設 25 百万円
軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う子ども家庭支援員制度を創設。

・児童家庭支援センターの拡充 221 百万円
児童家庭支援センターの設置要件を緩和するとともに、市町村事業としてモデル的に実施。(10か所)

(新)○ 児童委員の虐待防止活動への取組の促進	91 百万円
すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法を習得するための研修会を開催し、児童委員活動の質の向上を図る。	
(3)児童の保護と保護者等への指導体制の充実	
○ 里親制度の充実	59 百万円
(新)・ 専門里親(仮称)の創設(10月実施)	34 百万円
被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親に一定期間(2年以内)子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。	
また、里親や児童養護施設などをを利用して、一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を行う。	
(新)・ 里親支援事業の創設	25 百万円
研修の充実を図るとともに里親に対する養育相談を実施。	
○ 被虐待児への個別対応職員の配置の拡充	736 百万円
虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置。	